

官報

号外 昭和三十三年三月二十七日

○第二十八回 衆議院會議録 第二十一号

昭和三十三年三月二十七日(木曜日)

午後一時 本會議

○本日の會議に付した案件

農業改良助長法の一部を改正する法律案(内閣提出)

狩猟法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)

地すべり等防止法案(内閣提出)

新市町村建設促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

旅館業法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)

午後一時八分開議

○議長(益谷秀次君) これより會議を開きます。

農業改良助長法の一部を改正する法律案(内閣提出)

狩猟法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)

○山中貞則君 議案上程に關する緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、農業改良助長法の一部を改正する法律案、狩猟法の一部を改正する法律案、右両案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(益谷秀次君) 山中君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。

農業改良助長法の一部を改正する法律案、狩猟法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。農林水産委員長中村寅太郎君。

農業改良助長法の一部を改正する法律案

右 國会に提出する。

昭和三十三年三月十九日 内閣總理大臣 岸 信介

農業改良助長法の一部を改正する法律

農業改良助長法(昭和二十三年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第十四条の二第三項中「改良普及員は」の下に「農業改良普及所に属し」を加える。

第十四条の三の次に次の一条を加える。

(農業改良普及所)

第十四条の四 都道府県は、農業改良普及所を設けるものとする。

2 農業改良普及所は、改良普及員の行方第十四条の二第三項の事務の連絡調整その他農業及び農民生活の改善に關する科学的技術及び知識の総合的な普及指導に關する事務をつかさどる。

3 農業改良普及所の位置、名称及び管轄区域は、条例で定める。

4 農業改良普及所の長は、改良普及員をもつてあつてゐるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

理 由

都道府県に農業改良普及所を設置することとする必要がある。これ

が、この法律案を提出する理由である。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

狩猟法の一部を改正する法律案

右 國会に提出する。

昭和三十三年二月六日 内閣總理大臣 岸 信介

狩猟法の一部を改正する法律

狩猟法(大正七年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第四項及び第五項を次のように改める。

農林大臣第二項ノ規定ニ依リ狩猟鳥獸ノ種類ヲ定メ、又ハ前項ノ規定ニ依リ狩猟鳥獸ノ捕獲ヲ禁止若ハ制限セントスルトキハ公聴會ヲ開キ利害關係人ノ意見ヲ聞キ、且鳥獸審議會ニ諮問スルコトヲ要ス

都道府県知事第三項ノ規定ニ依リ狩猟鳥獸ノ捕獲ヲ禁止又ハ制限セントスルトキハ公聴會ヲ開キ利害關係人及學識経験者ノ意見ヲ聞キ、且農林大臣ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

第三条中「農林大臣ノ定ムル銃器(空氣銃ヲ除ク)」を「都道府県知事ノ狩猟免許ヲ受クルニ非ザレバ農林大臣ノ定ムル銃器」と、「使用スル場合ニ在リテハ都道府県知事ノ狩猟免許、農林大臣ノ定ムル空氣銃ヲ使用スル場合ニ在リテハ都道府県知事ノ狩猟登録ヲ受クルニ非ザレバ」を「使用シテ」に改める。

第四条を削り、第五條第一項中「甲乙ノ二種」を「甲乙丙ノ三種」に、

「下付ス」を「交付ス」に改め、同条第二項中「銃器(空氣銃ヲ除ク)ノ使用」を「銃器ノ使用」に、「之ヲ下付ス」を「内種狩猟免許ハ空氣銃ヲ使用シテ狩猟ヲ為ス者ニ之ヲ交付ス」に改め、同条第四項中「及狩猟登録票を削り、同条第三項を削り、同条を第四條とする。

第六條中「省令」の下に「若ハ都道府県規則」を加え、「及狩猟登録票を削り、同条に次の一項を加え、同条を第五條とする。

第八條第一項ノ規定ニ依リ狩猟免許ヲ取消サレタル者ハ其ノ取消後二年ヲ経過スルニ非ザレバ狩猟免許ヲ受クルコトヲ得ズ

第七條第一項中「乙種狩猟免許」を「狩猟免許」に改め、同条第三項中「乙種狩猟免許又ハ狩猟登録票」を「狩猟免許」に改め、「又ハ登録票」を削り、同条第二項を削り、同条を第六條とし、同条の次に次の二條を加える。

第七條 都道府県知事ハ次條第一項ノ講習會ニ於ケル講習ヲ受ケザル者ニシテ同項各号ニ掲グル事項ニ関シ必要ナル知識ヲ有セザルモノト認メラルモノニ對シテハ狩猟免許ヲ為サザルモノトス

第七條ノ二 都道府県知事ハ毎年政令ノ定ムル所ニ依リ狩猟免許ヲ受ケントスル者ヲ受講者トシ左ニ掲グル事項ニ関シ必要ナル知識ノ普及及向上ヲ目的トスル講習會ヲ開催スルモノトス

一 狩猟ニ關スル法令

二 狩猟鳥獸ノ判別

三 獵具ノ取扱

都道府県知事必要アリト認ムルトキハ前項ノ規定ニ依リ講習會ノ開

昭和三十三年三月二十七日 衆議院會議録第二十一号 農業改良助長法の一部を改正する法律案外一案

三五八

第一 農林大臣が鳥獸審議會ノ意見ヲ聞キ指定スル者ヲシテ行ハシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ予メ其ノ事務ヲ行ハシメントスル者ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第八條を次のように改める。

第八條 狩獵免許ヲ受ケタル者本法又ハ本法ニ基キテ発スル省令若ハ都道府県規則ニ違反シタルトキハ都道府県知事ハ其ノ免許ヲ取消スコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル都道府県知事ノ処分ニ對シ不服アル者ハ当該処分アリタルコトヲ知リタル日ヨリ三十日以内ニ其ノ旨ヲ記載シタル文書ヲ以テ都道府県知事ニ異議ノ申立ヲ為スコトヲ得

都道府県知事前項ノ異議ノ申立ヲ受理シタルトキハ異議ノ申立ヲ為シタル者ニ對シ相當ノ期間ヲ置キ予告ヲ為シタル上公開ニ依ル聴聞ヲ行フベシ

前項ノ予告ニ於テハ期日、場所及事案ノ内容ヲ示スコトヲ要ス

第三項ノ聴聞ニ際シテハ異議ノ申立ヲ為シタル者ニ對シ当該事案ニ付証拠ヲ提示シ意見ヲ述ブル機會ヲ与フルコトヲ要ス

都道府県知事ハ第三項ノ聴聞ヲ行ヒタル後文書ヲ以テ決定ヲ為シ其ノ寫ヲ異議ノ申立ヲ為シタル者ニ送付スベシ

第十二條第二項中「下付ス」を「交付ス」に改める。

第十四條第六項の次に次の一項を加える。

一 都府農林大臣が鳥獸審議會ノ意見ヲ聞キ指定スル者ニ委託スルコトヲ得

第十九條中「若ハ狩獵登録」及び「狩獵登録票」を削る。

第二十條中「省令」の下に「若ハ都道府県規則を加へ、鳥獸」の下に「(其ノ加工品ニシテ省令ヲ以テ定ムルモノヲ含ム)を加へる。

第二十條ノ二第一項中「其ノ加工品」を「其ノ加工品ニシテ省令ヲ以テ定ムルモノ」に改め、「本法ニ基キテ発スル省令」の下に「若ハ都道府県規則」を加へる。

第二十條ノ三「若ハ狩獵登録」を削り、「輸出」を「販売、輸出」に改め、同條の次に次の二條を加へる。

第二十條ノ四 狩獵ニ関スル取締ノ事務ヲ担当スル都道府県ノ吏員ニシテ都道府県知事ガ其ノ吏員ノ主タル勤務地ヲ管轄スル地方裁判所ニ對シスル檢察官ノ檢察正ト協議シテ指名シタルモノハ本法又ハ本法ニ基キテ発スル省令若ハ都道府県規則ニ違反スル罪ニ付刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)ノ規定ニ依ル司法警察員トシテ職務ヲ行フ

第二十條ノ五 農林省ニ鳥獸審議會(以下審議會ト稱ス)ヲ置ク

審議會ハ第一條第四項(第八條ノ二第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第七條ノ二第二項及第十四條第七項ノ規定ニ依リ其ノ権限ニ属セシメラレタル事項ヲ行フノ外農林大臣ノ諮問ニ応ジ鳥獸ノ保護蕃殖及狩獵ニ関スル重要事項ヲ調査審議ス

審議會ハ鳥獸ノ保護蕃殖及狩獵ニ関スル重要事項ニ付關係行政庁ニ建議スルコトヲ得

審議會ハ委員二十五人以上以内ヲ以テ之ヲ組織ス

委員ハ關係行政庁ノ職員及第二項ニ規定スル事項ニ關シ學識經驗ヲ有スル者ノ中ヨリ農林大臣之ヲ任命ス

委員ノ任期ハ二年トシ之ニ次員ヲ生ジタル場合ノ補欠委員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

審議會ニ會長ヲ置ク

會長ハ委員ノ中ヨリ之ヲ互選ス

會長ハ会務ヲ總理ス

前各項ニ規定スルモノノ外審議會ノ組織及運営ニ關シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十一條第一項第三号中「狩獵登録」を削る。

第二十二條第一号中「第五條第六項」を「第四條第五項」に改め、同條第三号及第四号中「狩獵登録票」を削る。

第二十四條中「狩獵登録」を削り、「省令」の下に「若ハ都道府県規則」を加へる。

附則

1 この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。

2 この法律の施行の際現に狩獵鳥獸として定められてゐるものは、第一條第二項及び改正後の同條第四項の規定により定められたものとみなす。

3 この法律の施行前に農林大臣がした第一條第三項の規定による狩獵鳥獸の捕獲の禁止又は制限であつてこの法律の施行の際現に効力を有するものは、同項及び改正後の同條第四項の規定により農林大臣がした禁止又は制限とみなす。

4 この法律の施行の際現に農林大臣が設定してゐる鳥獸保護區は、第八條ノ二第一項及び同條第二項において準用する改正後の第一條第四項の規定により設定された鳥獸保護區とみなす。

第六十五條第一項の表中「中央森林審議會」を「森林法に關する重要事項」を調査審議すること。に改め、同條第二項中「及び中央森林審議會」を「中央森林審議會及び鳥獸審議會」に、「及び森林法」を「森林法及び狩獵法」に改める。

「中央森林審議會」を「森林法に關する重要事項」を調査審議すること。に改め、同條第二項中「及び中央森林審議會」を「中央森林審議會及び鳥獸審議會」に、「及び森林法」を「森林法及び狩獵法」に改める。

地方税法(昭和二十五年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二百三十七條各号を次のように改める。

第二百三十七條各号を次のように改める。

一 甲種狩獵免許を受ける者及び乙種狩獵免許を受ける者のうち、次号に規定する者以外のもの 三千六百円

二 甲種狩獵免許を受ける者及び乙種狩獵免許を受ける者のうち、当該年度の初日の属する年の前年分の所得について所得税法第九條に規定する総所得金額が同法第十一條の四から第十二條までに規定する控除額の合計額に満たないもの又は農業を主たる生業とする者でもつばら自家勞力によつてこれを行つもの 千八百円

三 丙種狩獵免許を受ける者 九百円

理由

有益鳥獸の保護及び狩獵の適正化をはかるため、狩獵免許制度について改善を加へ、狩獵取締に關する規定を整備するとともに、鳥獸の保護蕃殖及び狩獵に關する重要事項を調査審議させるため農林省に鳥獸審議會を置く等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

狩獵法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和三十三年三月七日 參議院議長 松野 鶴平 衆議院議長 谷 秀次殿

「報告書は會議録追録に掲載」

「中村寅太郎君登壇」

○中村寅太郎君 ただいま議題となりました兩案につき、農林水産委員會における審議の概要を御報告いたします。

まず、内閣提出、農業改良助長法の一部を改正する法律案について申し上げます。

農業に關する普及事業は、昭和二十三年に制定されました農業改良助長法

に基き、国と都道府県とが協同して、一万二千名に達する農業改良普及員及び生活改良普及員を使ってこれを行なっており、この制度が農業技術の向上及び農民生活の改善のため多大の効果を上げておりますことは、各位の御承知の通りであります。しかし、最近におきましては、一面、農業改良資金制度、自作農維持創設資金制度あるいは新農村建設事業等に対して、改良普及員の協力すべき仕事の分野が増大し、他面、農業経営多角化の進展に伴い、本来の職務範囲の面におきまして、より高度の技術を普及するため、個々の改良普及員の技術指導能力を向上し、普及指導の連絡調整を強化し、もって普及指導の効率化をはかることが肝要となってきたのであります。これにかんがみ、政府は、農業改良助長法の一部を改正して、改良普及員の行方事務の連絡調整、その他農業及び農民生活の改善に関する科学的技術及び知識の総合的な普及指導に関する事務をつかさどらせるため、都道府県条例をもって農業改良普及所を必置することとし、これに伴う所要規定を整備しようとして、本案を提出したのであります。以上が本改正案の骨子であります。

本案は、三月十九日提出され、三月二十六日質疑を終了し、本日討論を省略して採決いたしましたところ、次の附帯決議を付し、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決した次第であります。

附帯決議は次の通りであります。すなわち、

農業改良助長法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本改正法の成立に際し、農業改良普及制度が、その創設以来、農業技術の安定向上と農家の生活改善のために果たしてきた重要な役割について認識を新たに、本法の運用に当っては、左記の各項につき特段の考慮を払うべきである。

記

一、地区普及所の運営費補助金は、同法第十六条の三の規定により、国庫補助率三分の二の適用があるものと、政府内部の解釈を一定すること。

二、普及員の人件費、普及所の運営費等に関する査定単価が低額にすぎたため、市町村又は地元農民の負担によつて、これを補つていく事実があるので、政府は実際経費の三分の二を補助することができ、より予算の確保に努めること。

三、普及員の活動力を最大限に發揮せしめるため、ジープ、オートバイ等巡回指導施設の充実に極力努力すること。

以上であります。

次に、内閣提出、参議院送付、狩猟法の一部を改正する法律案につきまして御報告申し上げます。

狩猟法は大正七年に制定せられましてから数回の改正が行われたのでありますが、近來、諸般の事情により鳥獣類は激減し、戦前の三分の一にまで減少したといわれているのであります。これにかんがみまして、この際有益鳥獣の保護増殖及び狩猟の適正化をはかる必要があり、今回次の諸点について改正を行おうというのであります。

第一点は、狩猟免許を受けようとする者は原則として都道府県知事が行う講習会を受講せしめるようにすること、第二点は、空気銃については従来の登録制から免許制にし、また、年令制限を引き上げまして、未成年者には免許しないようにすること、第三点は、法令に違反して捕獲した鳥獣の譲渡または譲り受けの禁止範囲を加工品にまで及ぶようにすること、第四点は、鳥獣の保護繁殖及び狩猟に関する重要事項を調査審議するために鳥獣審議会を設けること等であります。

本案は、三月六日提出、三月七日参議院より送付され、三月二十七日質疑を行い、同日質疑を終了し、討論を省略して直ちに採決をいたしました結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決した次第であります。

以上をもって報告を終ります。(拍手)

○議長(金谷秀次君) 両案を一括して採決いたします。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、両案は委員長報告の通り可決いたしました。

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○山中貞則君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、郵便振替貯金法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(金谷秀次君) 山中君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。通信委員長片島港君。

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

昭和三十三年二月四日

内閣総理大臣 岸 信介

郵便振替貯金法の一部を改正する法律

郵便振替貯金法(昭和二十三年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一号中「又は払出」を「若しくは払出(第三十八条第三項の規定による小切手払口座への貯金の移替を含む。以下次号、第二十九條、第三十一條第一項、第三十三條第二項、第三十四條第二項及び第五十四條第二項において同じ。)」に改め、「送達」の下に「又はこれらに関する通知」を加える。

第三十八條第三項の規定により

小切手払口座が設けられている口座については、その口座の貯金のうち小切手払口座の貯金とその貯金以外の貯金とにつき、そのそれぞれ貯金の額(一日のうち二以上の貯金の額があるときは、その最後の貯金の額)を口座の現在高として、各別に前二項の規定を適用する。

第十八条第一項第三号中「小切手金額一万円以下の場合 三十円を一万円とする場合 五十円」を削り、同条第二項を削る。

第十九条第一項本文中「自己を受取人に指定して通常現金払の請求をし、又は自己指図で振り出した小切手による小切手払の請求をする場合」を「又は自己を受取人に指定して通常現金払の請求をする場合」に改め、同項ただし書中「前条第一項第一号」を「前条第一号」に改め、「自己指図で振り出した小切手による小切手払に関する照会を電信で定める場合」は、同条第二項の省令で定める金額を削り、同条第五項中「電信振替の料金、電信現金払の料金及び小切手払に関する照会を電信で定める場合における小切手払の料金」を「電信振替及び電信現金払の料金」に改め、同条第三項を削る。

第二十条第一項ただし書中「前条第五項に規定する払出の料金」を「前条第四項に規定する料金」に、「第三十八條第二項」を「第三十六條第二項又は第三十八條第二項」に改め、「又は同条第三項の規定による照会」を削る。

第二十九條の見出し中「超える」を「こえる」に改め、同条中「口座の現在高を超えて」を「口座の現在高(第三十八條第三項の規定により小切手払口座が設けられている口座については、その口座の貯金のうち同項の規定により小切手払口座に移し替えられた貯金の額を控除したもの)の額。以下次条、第三十三條第二項、第三十四條第二項及び第五十條の六

昭和三十三年三月二十七日 衆議院會議録第二十一号 地すべり等防止法案

において同じ」を「こえて」に改め、
「払出」の下に「(小切手払によるものを除く)」を、「又は」の下に「小切手払口座の貯金の額をこえて」を加え、「振り出す」を「振り出し、若しくは小切手払の請求をする」に改める。
第三十条の見出しを「(受払通知等)」に改め、同条中「又は口座から貯金を払い出したときは」を「口座から貯金を払い出し、又は第三十八条第三項の規定により小切手払口座に貯金を移し替えたときは、小切手払による払出をした場合を除いて」に改め、「受払高」の下に「又は移替高」を加える。
第三十条の二(見出しを含む)中「又は照会」を削る。
第三十一条第一項中「若しくは振替」を、「振替若しくは第三十八条第三項の規定による小切手払口座への貯金の移替」に改め、同条第二項中「電信」を「電信若しくは電話」に改める。
第三十八条第三項を次のように改める。
小切手払においては、省令の定めるところにより、加入者の請求に因り、口座所管庁において、当該加入者の口座につき小切手払口座を設け、当該加入者の口座の貯金の全部又は一部を当該小切手払口座に移し替え、その移し替えられた貯金の金額を当該加入者の指定する郵便局に通知し、その郵便局において、当該通知に係る金額の範囲内において、当該加入者が当該郵便局にあてて振り出した小切

切手の呈示があつたときにその小切手と引き換えに小切手金額の現金を払い渡し、口座所管庁において、その払い渡した金額をその払渡の日により当該加入者の小切手払口座の貯金から払い出す。
第三十九条ただし書中「第十九条第四項」を「第十九条第三項」に改める。
第四十六条第一項及び第四十七条第一項中「第三十八条第一項乃至第三項」を「第三十八条第一項又は第二項」に改める。
第五十条の四中「三万円」を「五万円」に改める。
第五十条の六中「第三十四条第二項及び第五十六条第一項第一号」を「及び第三十四条第二項」に改める。
第五十六条第一項第一号を次のように改める。
一 加入者が第二十九条の規定に違反したとき。
第五十七条中「第三十八条第一項乃至第三項」を「第三十八条第一項又は第二項」に改める。
第六十二条第一項中「第十八条第一項」を「第十八条」に改める。
附則
1 この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。ただし、第五十条の四の改正規定は、昭和三十三年四月一日から施行する。
2 この法律の施行前に振り出された小切手による払出については、なお従前の例による。

理由
小切手払を利用する加入者等の利便を図るため、小切手の呈示があつた場合に郵便局において直ちに小切手金額の現金を支払うことができるように改めるとともに、小切手払の料金を廃止する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。
郵便振替貯金法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和三十三年三月十四日
参議院議長 松野 鶴平
衆議院議長 益谷秀次殿
報告書は会議録に掲載
〔片島港君登壇〕
○片島港君 ただいま議題となりました郵便振替貯金法の一部を改正する法律案に關し、通信委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。
本法律案は内閣提出にかかるものでありまして、その改正の要点は次の通りであります。
第一点は、現在振替貯金の小切手払について、郵便局において小切手の呈示を受けた際、口座所管庁に支払い資金の有無を電報または電話で照会した上支払いをすることになっておりますが、これを、口座所管庁から郵便局に通知される小切手払口座の貯金額の範囲内において、郵便局において

小切手と引きかえに現金の支払いができるように改め、加入者及び小切所持人の利便をはかることであります。
第二点は、現在小切手払いについては、払い出したまたは通知の料金を徴収することになっておりますが、加入者の負担軽減のため、これらの料金を廃止することでありませう。
第三点は、振替貯金の簡易払いの支払い通知書一枚の制限金額現行三万円を五万円に引き上げることであり、その他は関係規定整備のための改正であります。
なお、施行期日は、小切手払いに關する改正については本年七月一日、簡易払いに關する改正については本年四月一日となっております。
本法律案は、去る二月四日通信委員会に予備付託され、三月十四日本付託となつたものであります。委員会におきましては、慎重審議を重ねて、三月二十七日質疑を終了し、討論を省略して採決の結果、全会一致原案の通り可決いたしました次第であります。
以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(益谷秀次君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。
地すべり等防止法案(内閣提出)
○山中貞則君 議案上程に關する緊急動議を提出いたします。すなわち、こ

の際、内閣提出、地すべり等防止法案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。
○議長(益谷秀次君) 山中君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。
地すべり等防止法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。建設委員長西村直己君。
地すべり等防止法案
右
国会に提出する。
昭和三十三年二月二十日
内閣総理大臣 岸 信介
地すべり等防止法
目次
第一章 総則(第一条―第六条)
第二章 地すべり防止区域に關する管理(第七条―第二十六条)
第三章 地すべり防止区域に關する費用(第二十七条―第四十条)
第四章 ばた山崩壊防止区域に關する管理等(第四十一条―第四十五条)
第五章 雑則(第四十六条―第五十一条)
第六章 罰則(第五十二条―第五十五条)
附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、地すべり及びほた山の崩壊による被害を排除し、又は軽減するため、地すべり及びほた山の崩壊を防止し、もつて国土の保全と民生の安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「地すべり」とは、土地の一部が地下水等に起因してすべる現象又はこれに伴つて移動する現象をいう。

2 この法律において「ほた山」とは、石炭又は亜炭に係る捨石が集積されてできた山であつて、この法律の施行の際現に存するものをいい、鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第四条又は第二十六條の規定により鉱業権者又は鉱業権者とみなされる者が必要な措置を講ずべきものを除くものとする。

3 この法律において「地すべり防止施設」とは、次条の規定により指定される地すべり防止区域内にある排水施設、擁壁、ダムその他の地すべりを防止するための施設をいう。

4 この法律において「地すべり防止工事」とは、地すべり防止施設の新設、改良その他次条の規定により指定される地すべり防止区域内における地すべりを防止するための工事をいう。

第三条 主務大臣は、この法律の目

的を達成するため必要があると認めるときは、関係都道府県知事の意見をきいて、地すべり区域(地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域をいう。以下同じ)及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長し、若しくは誘発するおそれのきわめて大きいもの(以下これを「地すべり地域」と総称する)であつて、公共の利害に密接な関連を有するものを地すべり防止区域として指定することができる。

2 前項の指定は、この法律の目的を達成するため必要な最小限度のものでなければならぬ。

3 主務大臣は、第一項の指定をするときは、主務省令で定めるところにより、当該地すべり防止区域を告示するとともに、その旨を関係都道府県知事に通知しなければならない。これを廃止するときも、同様とする。

4 地すべり防止区域の指定又は廃止は、前項の告示によつてその効力を生ずる。

(ほた山崩壊防止区域の指定)
第四条 主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係都道府県知事の意見をきいて、ほた山の存する区域であつて、公共の利害に密接な関連を有するものをほた山崩壊防止区域として指定することができる。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の指定について準用する。この場合において、同条第三項中「当該地すべり防止区域」とあるのは「当該ほた山崩壊防止区域」と、同条第四項中「地すべり防止区域」とあるのは「ほた山崩壊防止区域」と読み替へるものとする。

(調査)
第五条 第三項第一項の指定は、必要に応じ、当該地すべり地域に關し、地形、地質、降水、地表水若しくは地下水又は土地の滑動状況に關する現地調査を行つて行ふものとする。

(調査のための立入)
第六条 主務大臣又はその命を受けた職員若しくはその委任を受けた者は、前条の調査のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入りとするときは、あらかじめ当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 第一項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入りとするときは、立入の際あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、占有者の承認があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5 第一項の規定により土地に立ち入りとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6 第一項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとするときは、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、その者の意見をきかなければならない。

7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

8 国は、第一項の規定による立入又は一時使用により損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

9 前項の規定による損失の補償については、国と損失を受けた者との協議しなければならない。

10 前項の規定による協議が成立しない場合においては、国は、自己の見積つた金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合においては、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払を受けたい日から三十日以内に収用委員会に土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条の規定

による裁決を申請することができる。

11 第五項の規定による証明書の様式その他証明書に關し必要な事項は、主務省令で定める。

第二章 地すべり防止区域に關する管理

(地すべり防止区域の管理)
第七条 地すべり防止工事の施行その他地すべり防止区域の管理は、当該地すべり防止区域の存する都道府県を統括する都道府県知事が行うものとする。

(標識の設置)
第八条 都道府県知事は、第三項第三項の規定による地すべり防止区域の指定の通知を受けたときは、主務省令で定めるところにより、その地すべり防止区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。

(地すべり防止工事基本計画)
第九条 都道府県知事は、第三項第三項の規定による地すべり防止区域の指定の通知を受けたときは、主務省令で定めるところにより、関係市町村(特別区を含む。以下同じ)の長の意見をきいて、当該地すべり防止区域に係る地すべり防止工事に関する基本計画を作成し、これを主務大臣に提出するものとする。これを変更するときも、同様とする。

(主務大臣の直轄工事)
第十条 主務大臣は、次の各号の一に該当する場合において、当該地すべり防止工事が国土の保全上特

昭和三十三年三月二十七日 衆議院會議録第二十一号 地すべり等防止法案

に重要なものであると認められるときは、都道府県知事に代つて自ら当該地すべり防止工事を施行することができる。この場合においては、主務大臣は、あらかじめ当該都道府県知事の意見をきかなければならない。

一 地すべり防止工事の規模が著しく大であるとき。

二 地すべり防止工事が高度の技術を必要とするとき。

三 地すべり防止工事が高度の機械力を使用して実施する必要があるとき。

四 地すべり防止工事が都府県の区域の境界に係るとき。

2 主務大臣は、前項の規定により地すべり防止工事を施行する場合においては、政令で定めるところにより、都道府県知事に代つてその権限を行うものとする。

3 主務大臣は、第一項の規定により地すべり防止工事を施行する場合においては、主務省令で定めるところにより、その旨を告示しなければならない。

(主務大臣又は都道府県知事以外の者の施行する工事)

第十一条 主務大臣又は都道府県知事以外の者が地すべり防止工事を施行しようとするときは、あらかじめ当該地すべり防止工事に関する設計及び実施計画について都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 国又は地方公共団体は、前項の規定にかかわらず、地すべり防止

工事に關する設計及び実施計画について都道府県知事に協議することをもつて足りる。

3 都道府県知事は、第一項の承認に、地すべりを防止するため必要な条件を附することができる。(築造等の基準)

第十二条 地すべり防止施設の種類、配置、構造及び規模並びに水流の付替、地すべり地塊の除去その他地すべりの防止のための工事は、当該地すべり防止区域における地すべりの原因、機構及び規模に応じて、有効かつ適切なものとなしなればならない。

2 地すべり防止施設は、次の各号に定めるところにより築造しなければならない。

一 排水施設は、次に掲げるところにより、地すべりの原因となるべき地表水及び地下水をすみやかに地すべり防止区域から排除することができるものであること。

イ 地表水の排除については、明渠、管渠、暗渠、導水管又は排水トンネルを用いること。

ロ 地下水の排除については、暗渠、ボーリング排水孔、排水トンネル、集水井戸、地下止水壁、明渠、管渠又は導水管を用いること。

二 擁壁、くい及び土留は、地すべり力に対して安全な構造のものであること。

三 ダム、床固、護岸、導流堤及び水制は、特に地すべりの規模

及び流水による浸食の防止に適合するものであること。

(兼用工作物の工事の施行)

第十三条 都道府県知事は、その管理する地すべり防止施設が砂防法(明治三十年法律第二十九号)第一条に規定する砂防設備、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十一条第二項に規定する保安施設事業に係る施設、かんの排水施設その他の施設又は工作物(以下これを「他の工作物」と総称する)の効用を兼ねるときは、当該他の工作物の管理者との協議により、その者に当該地すべり防止施設に關する工事を施行させ、又は当該地すべり防止施設を維持させることができる。

(工事原因者の工事の施行)

第十四条 都道府県知事は、その施行する地すべり防止工事以外の工事(以下「他の工事」という)又は地すべり防止工事の必要を生じさせた行為(以下「他の行為」という)により自ら施行する必要がある地すべり防止工事を当該他の工事の施行者又は他の行為者に施行させることができる。

2 前項の場合において、他の工事が河川(河川法(明治二十九年法律第七十一号)第一条に規定する河川、同法第四条に規定する河川の支川若しくは派川又は同法第五条の規定によつて同法が準用される水流、水面若しくは河川をいう。以下同じ)に關する工事又は

道路(道路法(昭和二十七年法律第八十八号)による道路をいう。以下同じ)に關する工事であるときは、当該地すべり防止工事については、河川法第十一條第二項又は道路法第二十三條第一項の規定を適用する。

(附帯工事の施行)

第十五条 都道府県知事は、地すべり防止工事により必要を生じた他の工事又は地すべり防止工事を施行するため必要を生じた他の工事を当該地すべり防止工事とあわせて施行することができる。

2 前項の場合において、他の工事が河川に關する工事、道路に關する工事又は砂防工事(砂防法による砂防工事をいう。以下同じ)であるときは、当該他の工事の施行については、河川法第十一條第一項、道路法第二十二條第一項又は砂防法第八條の規定を適用する。(土地の立入等)

第十六条 都道府県知事又はその命を受けた吏員若しくはその委任を受けた者は、地すべり防止区域に關する調査若しくは測量又は地すべり防止工事のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2 第六条第二項から第十一項までの規定は、前項の規定により他人の占有する土地に立ち入り、又は他人の土地を一時使用する場合に

ついて準用する。この場合において、同条第八項から第十項まで中「国」とあるのは、「都道府県知事の統括する都道府県」と読み替えるものとする。

(地すべり防止工事に伴う損失補償)

第十七条 土地収用法第九十三条第一項の規定による場合を除き、都道府県知事が地すべり防止工事を施行したことにより、当該地すべり防止工事を施行した土地に面する土地について、通路、みぞ、かき、さくその他の施設若しくは工作物を新築し、増築し、修繕し、若しくは移転し、又は盛土若しくは切土をするやむを得ない必要があると認められる場合においては、当該都道府県知事の統括する都道府県は、これらの工事をすることを必要とする者(以下この条において「損失を受けた者」という)の請求により、これに要する費用の全部又は一部を補償しなければならない。この場合において、当該都道府県知事の統括する都道府県又は損失を受けた者は、補償金の全部又は一部に代えて、当該都道府県知事が当該工事を施行することを要求することができる。

2 前項の規定による損失の補償は、当該地すべり防止工事の完了の日から一年を経過した後においては、請求することができない。

3 第一項の規定による損失の補償については、当該都道府県知事の

統括する都道府県と損失を受けた者との協議しなければならない。
4 前項の規定による協議が成立しない場合においては、当該都道府県知事の統括する都道府県又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、取用委員会に土地取用法第九十四条の規定による裁決を申請することができる。
(行為の制限)

第十八条 地すべり防止区域内において、次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。
一 地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為（政令で定める軽微な行為を除く。）
二 地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為（政令で定める軽微な行為を除く。）
三 のり切又は切土で政令で定めるもの
四 ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるもの（以下「他の施設等」という。）の新築又は改良
五 前各号に掲げるもののほか、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、当該許可の申請に係る行為が地すべりの防止を著しく阻害し、又は地すべりを著しく助長するものであると認めるときは、これを許可してはならない。
3 都道府県知事は、第一項の許可に、地すべりを防止するため必要な条件を附することができる。
(経過措置)

第十九条 第三条の規定による地すべり防止区域の指定の際現に当該地すべり防止区域内において権原に基き他の施設等を設置（工事中の場合を含む。）している者は、従前と同様の条件により、当該他の施設等の設置について前条第一項の許可を受けたものとみなす。第三条の規定による地すべり防止区域の指定の際現に当該地すべり防止区域内において権原に基き他の施設等を設置（工事中の場合を含む。）している者は、従前と同様の条件により、当該他の施設等の設置について前条第一項の許可を受けたものとみなす。

第二十条 森林法第三十四条第一項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）又は砂防法第四条（同法第三条において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る行為については、第十八条第一項の許可を受けることを要しない。
2 国又は地方公共団体が第十八条第一項各号に規定する行為をしよ

うとするときは、あらかじめ都道府県知事に協議することをもつて足りる。
(監督処分及び損失補償)

第二十一条 都道府県知事は、次の各号の一に該当する者に対して、その許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又はその行為の中止、他の施設等の改築、移転若しくは除却、他の施設等により生ずべき地すべりを防止するために必要な施設をすること若しくは原状回復を命ずることができる。
一 第十八条第一項の規定に違反した者
二 第十八条第一項の許可に附した条件に違反した者
三 偽りその他不正な手段により第十八条第一項の許可を受けた者

2 都道府県知事は、次の各号の一に該当する場合においては、第十八条第一項の許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。
一 地すべり防止工事のためやむを得ない必要が生じたとき
二 地すべりの防止上著しい支障が生じたとき
三 地すべりの防止上の理由以外の理由に基き公益上やむを得ない必要が生じたとき

3 都道府県知事は、次の各号の一に該当する場合においては、第十八条第一項の許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。
一 地すべり防止工事のためやむを得ない必要が生じたとき
二 地すべりの防止上著しい支障が生じたとき
三 地すべりの防止上の理由以外の理由に基き公益上やむを得ない必要が生じたとき

通常生ずべき損失を補償しなければならない。
4 第六条第九項及び第十項の規定は、前項の補償について準用する。この場合において、同条第九項及び第十項中「国」とあるのは、「都道府県知事の統括する都道府県」と読み替へるものとする。

5 都道府県知事の統括する都道府県は、第三項の規定による補償の原因となつた損失が、第二項第三号の規定による処分又は命令によるものであるときは、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。
(都道府県知事以外の者の管理する地すべり防止施設に関する監督)

第二十三条 都道府県知事は、その職務の執行に關し必要があると認めるときは、都道府県知事以外の者の管理する地すべり防止施設の管理者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその吏員に当該地すべり防止施設に立ち入り、これを検査させることができる。
2 前項の規定により立ち入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
3 第一項の立ち入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
4 第二項の証明書の様式その他証明書に關し必要な事項は、主務省令で定める。

2 都道府県知事は、都道府県知事以外の者の管理する地すべり防止施設が前項各号のいずれにも該当しない場合において、当該地すべり防止施設が第十二条の規定に適合しなくなり、かつ、地すべりの防止上著しい支障があると認められるときは、その管理者に対し前項に規定する措置を命ずることができる。
3 都道府県知事の統括する都道府県は、前項の規定による命令により損失を受けた者に対し通常生ずべき損失を補償しなければならない。
4 第六条第九項及び第十項の規定は、前項の補償について準用する。この場合において、同条第九

第二十三条 都道府県知事は、都道府県知事以外の者の管理する地すべり防止施設が次の各号の一に該当する場合において、当該地すべり防止施設が第十二条の規定に適合しないときは、その管理者に対し改良、補修その他当該地すべり防止施設の管理につき必要な措置を命ずることができる。
一 第十一条第一項の規定に違反して工事が施行されたとき
二 第十一条第一項の承認に附した条件に違反して工事が施行されたとき
三 偽りその他不正な手段により第十一条第一項の承認を受けて工事が施行されたとき

2 都道府県知事は、都道府県知事以外の者の管理する地すべり防止施設が前項各号のいずれにも該当しない場合において、当該地すべり防止施設が第十二条の規定に適合しなくなり、かつ、地すべりの防止上著しい支障があると認められるときは、その管理者に対し前項に規定する措置を命ずることができる。
3 都道府県知事の統括する都道府県は、前項の規定による命令により損失を受けた者に対し通常生ずべき損失を補償しなければならない。
4 第六条第九項及び第十項の規定は、前項の補償について準用する。この場合において、同条第九

2 都道府県知事は、都道府県知事以外の者の管理する地すべり防止施設が前項各号のいずれにも該当しない場合において、当該地すべり防止施設が第十二条の規定に適合しなくなり、かつ、地すべりの防止上著しい支障があると認められるときは、その管理者に対し前項に規定する措置を命ずることができる。
3 都道府県知事の統括する都道府県は、前項の規定による命令により損失を受けた者に対し通常生ずべき損失を補償しなければならない。
4 第六条第九項及び第十項の規定は、前項の補償について準用する。この場合において、同条第九

2 都道府県知事は、都道府県知事以外の者の管理する地すべり防止施設が前項各号のいずれにも該当しない場合において、当該地すべり防止施設が第十二条の規定に適合しなくなり、かつ、地すべりの防止上著しい支障があると認められるときは、その管理者に対し前項に規定する措置を命ずることができる。
3 都道府県知事の統括する都道府県は、前項の規定による命令により損失を受けた者に対し通常生ずべき損失を補償しなければならない。
4 第六条第九項及び第十項の規定は、前項の補償について準用する。この場合において、同条第九

項及び第十項中「国」とあるのは、「都道府県知事の統括する都道府県」と読み替へるものとする。

5 前三項の規定は、国又は地方公共団体の管理する地すべり防止施設については、適用しない。

(関連事業計画)

第二十四条 都道府県知事は、地すべりによる被害を排除し、又は軽減するため必要があると認めるときは、地すべり防止工事基本計画を勘案して、主務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した計画(以下「関連事業計画」という。)の概要を作成し、地すべり防止区域の存する市町村の長にこれを提示して、当該市町村における関連事業計画を作成するよう勧告することができる。

一 家屋その他の施設若しくは工作物の移転若しくは除却又は除却される家屋その他の施設若しくは工作物に代る家屋その他の施設若しくは工作物の建設に関すること。

二 農地の整備又は保全に関すること。

三 農道、かんがい排水施設又はため池の整備に関すること。

四 前三号に掲げる事項に直接関連して地すべり防止区域外において特に必要とされるこれらの号に掲げる事項

2 前項の勧告に応じて関連事業計画を作成しようとするときは、市町村長は、主務省令で定めるところにより、あらかじめ当該計画に係

る事項について利害関係を有する者又はこれらの者の組織する団体の意見をきかなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

3 前項の規定により関連事業計画を作成したときは、市町村長は、都道府県知事の承認を得なければならぬ。これを變更したときも、同様とする。

4 前項の規定により関連事業計画の承認を得たときは、市町村長は、主務省令で定めるところにより、その内容を公表しなければならない。

(立退の指示)

第二十五条 都道府県知事又はその命を受けた吏員は、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域内の居住者に対し避難のために立ち退くべきことを指示することができる。この場合においては、都道府県知事又はその命を受けた吏員は、直ちに、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(地すべり防止区域台帳)

第二十六条 都道府県知事は、地すべり防止区域台帳を調製し、これを保管しなければならない。

2 都道府県知事は、地すべり防止区域台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければこれを拒むことができない。

3 地すべり防止区域台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し

必要な事項は、主務省令で定める。

第三章 地すべり防止区域に関する費用

(地すべり防止区域の管理に要する費用の負担原則)

第二十七条 地すべり防止工事の施行及び標識の設置その他地すべり防止区域の管理に要する費用は、この法律及び他の法律に特別の規定がある場合を除き、当該地すべり防止区域を管理する都道府県知事の統括する都道府県の負担とする。

(主務大臣の直轄工事に要する費用の負担)

第二十八条 第十条第一項の規定により主務大臣が施行する地すべり防止工事で、溪流(山間部におけるその直下流を含む。以下同じ。)において施行するもの及びこれと一体となつて直接溪流に土砂を排出することを防止するために施行するものに要する費用は、国がその三分の二を、都道府県がその三分の一を負担する。

2 第十條第一項の規定により主務大臣が施行する地すべり防止工事以前項に規定するもの以外のものに要する費用は、国及び都道府県がそれぞれその二分の一を負担する。

3 前三項の場合において、当該地すべり防止工事によつて他の都道府県も著しく利益を受けるときは、主務大臣は、政令で定めるところにより、その利益を受ける限度において、当該地すべり防止区域を管理する都道府県知事の統括する都

府県の負担すべき負担金の一部を著しく利益を受ける他の都府県に分担させることができる。

4 前項の規定により著しく利益を受ける他の都府県に負担金の一部を分担せようとする場合においては、主務大臣は、あらかじめ当該都府県の意見をきかなければならない。

(都道府県知事の施行する地すべり防止工事に要する費用の一部負担)

第二十九条 国は、政令で定めるところにより、都道府県知事の施行する地すべり防止工事で、溪流において施行するもの及びこれと一体となつて直接溪流に土砂を排出することを防止するために施行するものに要する費用の三分の二を負担する。

2 国は、政令で定めるところにより、都道府県知事の施行する地すべり防止工事以前項に規定するもの以外のものに要する費用の二分の一を負担する。

(受益都府県の分担金)

第三十条 都道府県知事の施行する地すべり防止工事によつて他の都府県も著しく利益を受けるときは、当該都府県知事は、政令で定めるところにより、他の都府県の知事と協議して、他の都府県の利益を受ける限度において、当該都府県知事の統括する都府県の負担すべき負担金の一部を著しく利益を受ける他の都府県に分担させることができる。

(市町村の分担金)

第三十一条 前四条の規定により都道府県が負担する費用のうち、そ

の地すべり防止工事又は地すべり防止施設の維持が当該都道府県の区域内の市町村を利するものについては、当該工事又は維持による受益の限度において、当該市町村に対し、その工事又は維持に要する費用の一部を分担させることができる。

2 前項の費用について同項の規定により市町村が分担すべき金額は、当該市町村の意見をきいた上、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

(負担金の納付)

第三十二条 主務大臣が地すべり防止工事を施行する場合においては、まず全額国費をもつてこれを施行した後、当該地すべり防止区域を管理する都道府県知事の統括する都道府県又は負担金を分担すべき他の都府県は、政令で定めるところにより、第二十八条第一項又は第二項の規定に基づく負担金を国庫に納付しなければならない。

(兼用工作物の費用)

第三十三条 都道府県知事の管理する地すべり防止施設が他の工作物の効用を兼ねるときは、当該地すべり防止施設の管理に要する費用の負担については、当該都道府県知事と当該他の工作物の管理者とが協議して定めるものとする。

(原因者負担金)

第三十四条 都道府県知事は、他の工事又は他の行為により自ら施行する必要を生じた地すべり防止工事の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する

者にその全部又は一部を負担させるものとする。

2 前項の場合において、他の工事が河川に関する工事又は道路に関する工事であるときは、当該地すべり防止工事の費用については、河川法第三十二条第二項又は道路法第五十九条第一項及び第三項の規定を適用する。

(附帯工事に要する費用)
第三十五条 都道府県知事の施行する地すべり防止工事により必要を生じた他の工事又はその施行する地すべり防止工事を施行するため必要を生じた他の工事に要する費用は、第十八条第一項の許可に附した条件に特別の定がある場合及び第二十条第二項の協議による場合を除き、その必要を生じた限度において、当該都道府県知事の統括する都道府県がその全部又は一部を負担するものとする。

2 前項の場合において、他の工事が河川に関する工事、道路に関する工事又は砂防工事であるときは、他の工事に要する費用については、河川法第三十二条第一項、道路法第五十八条第一項又は砂防法第十六条の規定を適用する。

3 都道府県知事は、第一項の地すべり防止工事が他の工事又は他の行為のため必要となつたものである場合においては、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部をその必要を生じた限度において、その原因となつた工事又は行為につき費用を負担する者に負担させることができる。

(受益者負担金)
第三十六条 都道府県知事は、その

施行する地すべり防止工事によつて著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。

2 前項の場合において、負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法については、当該都道府県知事の統括する都道府県の条例で定める。

3 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百七条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による条例を制定し、又は改正する場合について準用する。

(負担金の通知及び納入手続等)
第三十七条 前三条の規定による負担金の額の通知及び納入手続その他負担金に関し必要な事項は、政令で定める。

(強制徴収)
第三十八条 第三十三条、第三十四条第一項、第三十五条第三項及び第三十六条第一項の規定に基く負担金(以下単に「負担金」という)を納付しない者があるときは、都道府県知事は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しななければならない。

の納付すべき金額を納付しないときは、都道府県知事は、国税滞納処分の例により、前二項に規定する負担金及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金及び延滞金の先取特権は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第一条第一項第十四号に規定する地方団体の徴収金以外の都道府県の徴収金と同順位とする。

4 延滞金は、負担金に先だつものとする。

5 負担金及び延滞金を徴収する権利は、五年間行わないときは、時効により消滅する。

(収入の帰属)
第三十九条 負担金及び前条第二項の延滞金は、当該都道府県知事の統括する都道府県に帰属する。

(義務履行のために要する費用)
第四十条 この法律又はこの法律によつてする処分による義務を履行するために必要な費用は、この法律に特別の規定がある場合を除き、当該義務者が負担しなければならない。

第四章 ばた山崩壊防止区域に関する管理等
(ばた山崩壊防止区域の管理)
第四十一条 ばた山崩壊防止工事の施行その他ばた山崩壊防止区域の管理は、当該ばた山崩壊防止区域の存する都道府県を統括する都道府県知事が行うものとする。

(行為の制限)
第四十二条 ばた山崩壊防止区域内において、次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

一 立木竹の伐採(間伐、択伐その他政令で定める軽微な行為を除く)又は樹根の採取
二 木竹の滑下又は地引による搬出
三 のり切又は切土
四 土石の採取又は集積
五 掘削又は石炭その他の鉱物の掘探で、ばた山の崩壊の防止を阻害し、又はばた山の崩壊を助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの

六 前各号に掲げるもののほか、ばた山の崩壊の防止を阻害し、又はばた山の崩壊を助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの

2 第十八条第二項及び第三項の規定は、前項の許可について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「地すべり」とあるのは、「ばた山の崩壊」と読み替へるものとする。

(経過措置)
第四十三条 第四条の規定によるばた山崩壊防止区域の指定の際現に当該ばた山崩壊防止区域内において権原に基づき前条第一項各号に規定する行為を行つてゐる者は、従前と同様の条件により、当該行為について同条第一項の許可を受けたいものとみなす。

(ばた山崩壊防止区域の管理に要する費用の負担原則)
第四十四条 ばた山崩壊防止工事の施行その他ばた山崩壊防止区域の管理に要する費用は、この法律及び他の法律に特別の規定がある場合を除き、当該ばた山崩壊防止区域を管理する都道府県知事の統括する都道府県の負担とする。

(準用規定)
第四十五条 第八条、第十三条から第十七条まで、第二十條、第二十一条、第二十六条、第二十九条から第三十一条まで及び第三十三条から第四十条までの規定は、ばた山崩壊防止区域に関する管理及び費用について準用する。この場合において、第八条中「第三條第三項の規定による地すべり防止区域」とあるのは「第四條第二項において準用する第三條第三項の規定によるばた山崩壊防止区域」と、「その地すべり防止区域内」とあるのは「そのばた山崩壊防止区域内」と、第十六條第一項中「地すべり防止区域」とあるのは「ばた山崩壊防止区域」と、「地すべり防止工事」とあるのは「ばた山崩壊防止工事」と、第二十條中「森林法第三十四条第一項(同法第四十四条において準用する場合を含む。）」とあるのは「森林法第十六條第一項若しくは同法第三十四条第一項(同法第四十四条において準用する場合を含む。）」とあるのは「第四十二條第一項」と、第二十一條第一項及び第二項並びに第三十五條第一項中「第十八條第一項」とあるのは「第四十二條第一項」と読み替へるものとする。

2 前項後段に規定するもののほか、同項の準用に關し必要な技術的調整は、政令で定める。

第五章 雑則
(関連事業計画に基く事業を実施した者に対する補助)
第四十六条 国は、都道府県が第二十四条第一項第二号から第四号

昭和三十二年三月二十七日 衆議院會議録第二十一号 地すべり等防止法案

三六五

昭和三十三年三月二十七日 衆議院會議録第二十一号 地すべり等防止法案

(同号中同項第一号に該当する事項を除く。)までに掲げる事業を実施した市町村その他政令で定める者に対しその事業に要する費用を補助した場合においては、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該事業に要する費用の二分の一以内に補助することができる。

(家屋の移転等) に対する住宅金融公庫の資金の貸付)

第四十七条 第二十四条第三項の規定により都道府県知事の承認を得た関連事業計画に基づき住宅部分を有する家屋を移転し、又は除却する場合において、当該家屋の移転又は除却の際当該家屋を所有し、若しくは賃借し、又は当該家屋に居住している者が、自ら居住し、又は他人に貸すために、当該関連事業計画の公表の日から二年以内に、当該家屋を移転し、若しくは当該家屋を除却してこれに代るべき家屋を建設し、又は当該家屋の移転若しくは当該家屋に代るべき家屋の建設に附随して土地若しくは借地権を取得しようとするときは、住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)の定めるところにより、住宅金融公庫から、当該家屋の移転若しくは当該家屋に代るべき家屋の建設又は当該家屋の移転若しくは当該家屋に代るべき家屋の建設に附随する土地若しくは借地権の取得に必要な資金の貸付を受けることができる。(漁港管理者又は港灣管理者の長に対する協議)

第四十八条 主務大臣又は都道府県知事は、漁港法(昭和二十五年法律

第三十七号)第二十条の規定による漁港の区域(水域を除く。)内において地すべり防止工事を行ふようとするときは、あらかじめ漁港管理者の長に協議しなければならない。

2 主務大臣又は都道府県知事は、漁港法(昭和二十五年法律第三十七号)第三十七条第一項の規定による港灣隣接地域内において地すべり防止工事(同項各号に規定する行為に該当するものを除く。)を行ふようとするときは、あらかじめ港灣管理者の長に協議しなければならない。

(報告の徴収)

第四十九条 主務大臣は、この法律の施行に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し報告又は資料の提出を求めることができる。(訴願及び裁定)

第五十条 次に掲げる処分について不服のある者は、処分の日から三十日以内に主務大臣に訴願をすることができ、ただし、第二項の規定により土地調整委員会の裁定を申請することができる処分については、この限りでない。

一 第十一条第一項の承認

二 第十四条第一項(第四十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定による工事の施行命令

三 第十八条第一項の許可

四 第二十一条第一項若しくは第二項(第四十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定による処分又はこれらの規定による必要な措置の命令

五 第二十三条第一項又は第二項の規定による必要な措置の命令

六 第三十四条第一項、第三十五条第一項若しくは第三項又は第三十六条第一項(第四十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定による負担の決定

前項第一号から第五号までに掲げる処分について不服のある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、その処分につき土地調整委員会の裁定を申請することができる。

(主務大臣)

第五十一条 地すべり防止区域又ははた山崩壊防止区域の指定及び管理についての主務大臣は、次のとおりとする。

一 砂防法第二十条の規定により指定された土地(これに準すべき土地を含む。)の存する地すべり地域又ははた山に關しては、建設大臣

二 森林法第二十五条第一項の規定により指定された保安林(これに準すべき森林を含む。)又は同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区(これに準すべき森林又は原野その他の土地を含む。)の存する地すべり地域又ははた山に關しては、農林大臣

三 前二号に該当しない地すべり地域又ははた山のうち、

イ 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第二条第二項に規定する土地改良事業が施行されている地域又は同

法の規定により土地改良事業計画の決定されている地域(これらの地域に準すべき地域を含む。)の存する地すべり地域又ははた山に關しては、農林大臣

ロ イに該当しない地すべり地域又ははた山に關しては、建設大臣

2 地すべり防止区域又ははた山崩壊防止区域の指定は、関係主務大臣が相互に協議してしなければならない。

第六章 罰則

(罰則)

第五十二条 第十八条第一項又は第四十二条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第五十三条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第六条第七項(第十六条第二項又は第四十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反して土地の立入若しくは一時使用を拒み、又は妨げた者

二 第二十二條第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

三 第二十二條第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第五十四条 第八条(第四十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定により設置した標識を移動し、汚損し、又は破損した者は、一万円以下の罰金に処する。

(罰則規定)

第五十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關し、第五十二条又は第五十三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

(経過規定)

第二条 この法律の施行の際現に地すべり防止工事施行中の地域の存する地すべり地域について、第五十一条第一項の規定により主務大臣たるべき者と現に当該工事の管理を所掌する主務大臣とが異なるときは、同項の規定にかかわらず、当該工事の完了するまでは、現に当該工事の管理を所掌する主務大臣を当該地すべり地域についての主務大臣とする。

(費用負担の特例)

第三条 第二十八条の規定の昭和三十三年度における適用については、同条第一項中「三分の二」とあるのは「四分の三」と、「三分の一」とあるのは「四分の一」とし、同条第二項中「国及び都道府県がそれぞれその二分の一」とあるのは「国がその三分の二を、都道府県がその三分の一を」とする。同年度分の予算に係る負担金の経費の金額で翌年度に繰り越したものに ついても、同様とする。

2 第二十九条(第四十五条第一項

において準用する場合を含む。の
規定の昭和三十三年度における適
用については、同条第一項中「三
分の二」とあるのは「四分の三」と
し、同条第二項中「二分の一」とあ
るのは「三分の一」とする。同年度
分の予算に係る負担金の経費の金
額で翌年度に繰り越したものに
いても、同様とする。

第四条 この法律の施行の際現に国
が施行している森林法第四十一条
第一項の事業であつて、この法律
の施行後引き続き第二十八条第二
項に規定する地すべり防止工事と
して主務大臣が自ら施行するもの
に要する費用は、同項の規定にか
かわらず、国がその三分の二を、
都道府県がその三分の一を負担す
る。

2 前項の規定の昭和三十三年度に
おける適用については、同項中
「三分の二」とあるのは「四分の三」
と、「三分の一」とあるのは「四分
の一」とする。同年度分の予算に
係る負担金の経費の金額で翌年度
に繰り越したもののについても、同
様とする。

(地方財政法の一部改正)

第五条 地方財政法(昭和二十三年
法律第九号)の一部を次のよう
に改正する。

第十条の二 第二号の次に次の一
号を加える。

二の二 地すべり防止工事及び
はた山崩壊防止工事に要する
経費

(建設省設置法の一部改正)

第六条 建設省設置法(昭和二十三
年法律第十三号)の一部を次の
ように改正する。

第三条第九号の次に次の一号を
加える。

九の二 地すべり防止に関する
事業を実施し、並びに地すべ
り及びはた山の崩壊の防止に
関する事業を助成し、及び監
督し、その他地すべり等防止
法(昭和三十三年法律第
号)の施行に関する事務を管
理すること。

(農林省設置法の一部改正)

第七条 農林省設置法(昭和二十四
年法律第五十三号)の一部を次
のように改正する。

第四号第三十四号の二の次に次
の一号を加え、同条第五十九号中
「及び治水事業」を「治水及び地
すべり防止事業」に改める。

三十四の三 地すべり等防止法
(昭和三十三年法律第 号)
に基き、地すべり防止に關する
事業を実施し、並びに地す
べり及びはた山の崩壊の防止
に關する事業を助成し、及び
監督すること。

第九条第一項第十二号の二の次
に次の一号を加える。

十二の三 農地の保全に係る地
すべり防止に關する事業を実
施し、並びに地すべり及びは
た山の崩壊の防止に關する事
業を助成し、及び監督するこ
と。

第三十六号第八号の二の次に次
の一号を加える。

八の三 農地の保全に係る地す
べり防止に關する事業を実
施し、並びに地すべり及びは
た山の崩壊の防止に關する事業

を助成し、及び監督するこ
と。

第五十九号中「第二十四号の二」
の下に、「第三十四号の三」を加え
る。

第六十二号第三号の次に次の一
号を加える。

三の二 林野の保全に係る地す
べり防止に關する事業を実施
し、並びに地すべり及びはた
山の崩壊の防止に關する事業
を助成し、及び監督するこ
と。

第六十三号第一号中「及び治水」
を「治水及び地すべり防止」に改
める。

第六十七号第二号の次に次の一
号を加える。

二の二 林野の保全に係る地す
べり防止事業の実施に關する
こと。

(住宅金融公庫法の一部改正)

第八条 住宅金融公庫法の一部を次
のように改正する。

第十七条第八項第一号及び第四
号中「住宅」の下に、「災害復興住
宅、地すべり関連住宅」を加え、
同項を同条第九項とし、同条中第
七項を第八項とし、第六項を第七
項とし、第五項の次に次の一項を
加える。

6 公庫は、地すべり等防止法
(昭和三十三年法律第 号)第
二十四条第三項の規定により都
道府県知事の承認を得た関連事
業計画に基き住宅部分を有する
家屋を移転し、又は除却する場
合において、当該家屋の移転
又は除却の際当該家屋を所有

し、若しくは賃借し、又は当該
家屋に居住している者が、自ら
居住し、又は他人に貸すため
に、当該関連事業計画の公表の
日から二年以内に、当該家屋を
移転し、若しくは当該家屋を除
却してこれに代るべき家屋を建
設し、又は当該家屋の移転若し
くは当該家屋に代るべき家屋の
建設に附随して土地若しくは借
地権を取得しようとするときは
は、これらの者に對し、当該家
屋若しくは当該家屋に代るべき
家屋(以下これを「地すべり関
連住宅」という。)の移転若しく
は建設又は当該地すべり関連住
宅の移転若しくは建設に附随す
る土地若しくは借地権の取得に
必要な資金を貸し付けることが
できる。

第十八条中「前条第一項、第二
項、第四項、第五項及び第七項」
を「前条第一項、第二項、第四項
から第六項まで及び第八項」に、
「同条第四項若しくは第七項」を
「同条第四項若しくは第八項」に改
める。

第二十條第四項中「第十七条第
五項」の下に「及び第六項」を加
え、同条第五項中「第十七条第七
項」を「第十七条第八項」に改める。
第二十一條第四項中「第十七条
第七項」を「第十七条第八項」に改
め、同項を同条第五項とし、同条
第三項の次に次の一項を加える。

4 第十七条第六項の規定による
貸付金の利率は、年五分五厘と
し、その償還期間は、十八年
(すえおき期間を含む。)以内と

する。この場合において、すえ
おき期間は、貸付の日から起算
して三年以内とする。

第二十一條の二中「同条第一項、
第二項又は第七項」を「同条第一
項、第二項又は第三項ただし書
中「当該住宅、災害復興住宅」を「
該住宅、災害復興住宅、地すべり関
連住宅」に、「当該住宅又は災害復興
住宅」を「当該住宅、災害復興住宅
又は地すべり関連住宅」に改め、同
項第二号中「災害復興住宅」の下に
「地すべり関連住宅」を加え、同項
第四号中「同条第五項若しくは第
七項」を「同条第五項、第六項若し
くは第八項」に改め、「災害復興住
宅」の下に、地すべり関連住宅」
を加え、同項第五号及び第六号中
「住宅、災害復興住宅又は住宅若
しくは災害復興住宅」を「住宅、災
害復興住宅、地すべり関連住宅又
は住宅、災害復興住宅若しくは地
すべり関連住宅」に改め、同項第
七号中「住宅又は災害復興住宅」を
「住宅、災害復興住宅又は地すべ
り関連住宅」に改め、同項第八号
中「第十七条第七項」を「第十七条
第八項」に改め、同項第九号中「同
条第五項若しくは第七項」を「同条
第五項、第六項若しくは第八項」
に改め、「災害復興住宅」の下に
「地すべり関連住宅」を加え、同
項第十号中「同条第四項若しくは
第七項」を「同条第四項若しくは第
八項」に改める。

第二十三條第一項中「災害復興
住宅」の下に、「地すべり関連住
宅」を加え、「第十七条第五項及び

第七項を「第十七条第五項、第六項及び第八項」に改め、「同条第五項の下に、及び第六項を加える。

第二十四条第二項中「災害復興住宅」の下に、地すべり関連住宅を加え、「第十七条第八項各号」を「第十七条第九項各号」に改める。

第三十四条第二項中「災害復興住宅」の下に、「地すべり関連住宅」を加える。

第三十五条第三項中「第十七条第五項又は第七項」を「第十七条第五項、第六項又は第八項」に改め、「災害復興住宅」の下に、「地すべり関連住宅」を加える。

第三十五条の二第三項中「第十七条第七項」を「第十七条第八項」に改める。

第三十六条中「第十七条第八項第二号」を「第十七条第九項第二号」に改める。

(地方税法の一部改正)

第九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三条の七第十号中「第十七条第八項第三号」を「第十七条第九項第三号」に改める。

(土地調整委員会設置法の一部改正)

第十条 土地調整委員会設置法(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第四条中第二十号を第二十一号とし、第十九号の次に次の一号を加える。

二十 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第 号)第五

十条第二項の規定による異議を裁定すること。

第二十五条第二項中「又は自然公園法第三十四条若しくは第四十五条」を、「自然公園法第三十四条若しくは第四十五条又は地すべり等防止法第五十条第二項」に改める。

第四十五条第一項中「海岸法」を「海岸法」に改める。

(土地収用法の一部改正)

第十一条 土地収用法の一部を次のように改正する。

第三十三条の次に次の一号を加える。

三の二 国又は都道府県が設置する地すべり等防止法(昭和三十三年法律第 号)による地すべり防止施設又はほた山崩壊防止施設

(産業労働者住宅資金融通法の一部改正)

第十二条 産業労働者住宅資金融通法(昭和二十八年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第九条第三項後段中「同条第五項若しくは第七項」を「同条第五項、第六項若しくは第八項」に改める。

(北海道防寒住宅建設等促進法の一部改正)

第十三条 北海道防寒住宅建設等促進法(昭和二十八年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第八条の二第一項中「第十七条第五項」の下に「又は第六項」を、

「災害復興住宅」の下に「又は地すべり関連住宅」を加え、同条第二項中「災害復興住宅」及び「当該災害復興住宅」の下に「若しくは地すべり関連住宅」を、「第十七条第五項」の下に「又は第六項」を加え、「二十五年(すえおき期間)を含む。」を「災害復興住宅に係るものについては二十五年(すえおき期間を含む。)以内、地すべり関連住宅に係るものについては三十年(すえおき期間を含む。)」に改め、同条第三項中「第十七条第七項」を「第十七条第八項」に改める。

(海岸法の一部改正)

第十四条 海岸法(昭和三十一年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第十六条第二項を次のように改める。

2 前項の場合において、他の工事が河川に関する工事、道路(道路法(昭和二十七年法律第八十号)による道路をいう。以下同じ。)に関する工事又は地すべり防止工事(地すべり等防止法(昭和三十三年法律第 号)による地すべり防止工事)をいう。以下同じ。)であるときは、当該海岸保全施設に関する工事については、河川法第十一條第一項、道路法第二十三條第一項又は地すべり等防止法第十五條第一項の規定を適用する。

第十七条第二項を次のように改める。

2 前項の場合において、他の工事が河川に関する工事、道路に

関する工事、砂防工事又は地すべり防止工事であるときは、他

の工事に要する費用については、河川法第三十二條第一項、

道路法第五十八條第一項、砂防

法第十六條又は地すべり等防止

法第三十四條第一項の規定を適

用する。

第三十九條第一項第二号中「第

関する工事、砂防工事(砂防法による砂防工事をいう。以下同じ。)又は地すべり防止工事であるときは、当該他の工事の施行については、河川法第十一條第一項、道路法第二十二條第一項、砂防法第八條又は地すべり等防止法第十四條第一項の規定を適用する。

第三十一條第二項を次のように改める。

2 前項の場合において、他の工事が河川に関する工事、道路に

関する工事又は地すべり防止工

事であるときは、当該海岸保全

施設に関する工事の費用につい

ては、河川法第三十二條第二

項、道路法第五十九條第一項及

び第三項又は地すべり等防止法

第三十五條第一項及び第三項の

規定を適用する。

第三十二條第二項を次のように

改める。

2 前項の場合において、他の工

理 由
地すべり及びほた山の崩壊による災害を防止するため、地すべり防止区域等を指定し、地すべり防止工事等を施行し、及び地すべり等の防止を阻害する一定の行為を制限するとともに、地すべりによる被害を除却し、又は軽減するための関連事業計画を定め、及びこれに基づく事業を実施した者に対する助成措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○西村直己君 たいだいま議題となりまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、本法案の提出の理由並びに内容について申し上げます。

地すべりの現象は、三十六道府県にわたり、約五千五百カ所、十四万五千町歩に及び、年々多大の被害が発生しております。また、保安義務者のない約二百二十カ所のボタ山のうちにも、その崩壊により少からぬ被害が発生し、あるいは危険に瀕しているものが少なくないのであります。地すべりの防止につきましては、従来からも予算措置によりまして防止工事を行なってきたのでありますが、これが抜本的対策を確立することは、昨年の大災害以来、きわめて大きく要望せられていたところであります。

本法案の主要なる点を申し上げますと、その第一は、地すべり及びボタ山の崩壊を防止すべき区域を指定して知

る。

第二は、前項の場合において、他の工事が河川に関する工事、道路に

関する工事、砂防工事又は地すべり防止工事であるときは、他

の工事に要する費用については、河川法第三十二條第一項、

道路法第五十八條第一項、砂防

法第十六條又は地すべり等防止

法第三十四條第一項の規定を適

用する。

第三十九條第一項第二号中「第

二条第一項若しくは第二項」に改

める。

事の管理責任を明確にし、この区域内における地すべり等の助長行為の制限を行う等の管理規定を設けるとともに、建設、農林両省の所管を明確にいたしました。

第二に、地すべり等の防止施設について、その築造基準、工事の施行者、費用の負担等につき明確に規定いたしましたのであります。第三には、地すべりによる被害軽減策として、地すべり危険区域の家屋の移転、農地、農業用施設の整備等を関連事業として施行することとし、これに補助もしくは住宅金融公庫の資金の貸付の道を講じたこととあります。以上の総合的措置によりまして国土の保全、民生の安定に資せんとしたものであります。

本法案は、二月二十日本委員会に付託せられ、三月二十一日政府より提案理由の説明を聴取し、その後農林水産委員会との連合審査を行うなど慎重審議をいたしましたが、その内容は速記録に譲りたいと存じます。

かくて、三月二十七日質疑を終りましたところ、日本社会党を代表して、井手以誠君から、家屋移転等に助成規定を設けるなどの修正動議が提出されました。次いで、本修正案並びに原案について討論、採決の結果、修正案は賛成者少数をもって否決され、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、三鍋義三君から次のような附帯決議案が提出され、採決の結果、全会一致をもって本法案の附帯決議とすべきものと決定しました。

附帯決議の内容は次の通りであります。

附帯決議

政府は、本法の施行に当り、左記各項の実現につき特に配慮すべきである。

記

一、緊急を要する地すべり等防止工事は、おおむね五箇年間に完成すること。

二、住宅金融公庫の貸付の手続きを簡素化すると共に、貸付金額の最高限度をつとめて引き上げること。

三、農林漁業金融公庫の貸付の条件は、住宅金融公庫の貸付の条件との均衡を充分に考慮してこれを定めること。

四、本法の対象とならないばた山については、鉱山保安法による監督指導を厳重にし、鉱業権者等をしてその崩壊防止対策につき遺憾なからしめること。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(金谷秀次君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

新市町村建設促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○山中貞則君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、新市町村建設促進法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(金谷秀次君) 山中君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。

新市町村建設促進法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長報告を求めます。地方行政委員長矢尾喜三郎君。

新市町村建設促進法の一部を改正する法律案

右

附会に提出する。

昭和三十三年三月二十五日

内閣総理大臣 岸 信介

新市町村建設促進法の一部を改正する法律案

新市町村建設促進法(昭和三十一年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

附則中第三項から第十一項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 地方自治法第七條第三項の規定による関係市町村の申請があつた日から四箇月以内に同項の規定による関係都道府県の申請が行われない場合において、第二十九條第八項において準用する同法第三項の規定により昭和三十三年三月三十日までに中央審議会の意見をきく手続がとられているものについては、第二十九條第八項の規定の失効後においても、昭和三十三年九月三十日までの間は、なお同項の規定の例によるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

都道府県の境界にわたる市町村の廢置分合に関する内閣総理大臣の処分に関する規定の失効後において、当該規定の失効前に新市町村建設促進法中央審議会の意見をきく手続がとられているものについては、なお当該規定の例によることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔矢尾喜三郎君登壇〕

○矢尾喜三郎君 ただいま議題となりました新市町村建設促進法の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は都道府県の境界にわたる町村合併に関する内閣総理大臣の処分権に関するものでありまして、新市町村建設促進法第二十九條の第八項の規定により、県境にわたる町村合併においては、関係市町村の申請があつた日から四箇月以内に関係都道府県の申請が行われない場合には、内閣総理大臣は、地方自治法に定める県境にわたる町村の境界変更の一般原則の規定にかかわらず、新市町村建設促進法中央審議会の意見を聞いて境界の変更の処分をすることができることになっており、この規定は、同法の附則第二項の定めるところにより、本年三月三十一日に失効することになっているのでありますが、これまでに実際の事案につき内閣総理大臣が中央審議会の意見を聞く手続をとっていたものについては、去る三月二十五日に中央審議会の答申があつたのであります。しかしながら、この答申に基づき内閣総理大臣の処分を行うべき段階に臨み、政府において事案の公正にして円滑な解決をはかるためには、なお若干の時間的余裕を必要とするので、越県合併の処理に関する規定は、本年三月三十日までに中央審議会の意見を聞く手続がとられているものに関する限り、この規定の失効後もなお九月三十日までの間は従前の例により得ることとすることが、本案の内容であります。

本案は三月二十五日本委員会に付託、同日郡国務大臣の提案理由の説明を聴取し、慎重審議しましたが、本日質疑を終了、討論を省略して直ちに採決に付し、全会一致、本案は原案通り可決すべきものと決しました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(金谷秀次君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

旅館業法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○山中貞則君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、旅館業法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

昭和三十三年三月二十七日 衆議院會議録第二十一号 議長の報告

○議長(益谷秀次君) 山中君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。

旅館業法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。社会労働委員会理事八田貞義君。

旅館業法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十三年二月五日

内閣総理大臣 岸 信介

旅館業法の一部を改正する法律

旅館業法(昭和二十三年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第八条第三号を次のように改める。

三 売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第二章に規定する罪

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

(経過規定)

2 この法律の施行前に婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令(昭和二十二年勅令第九号)に規定する罪を犯したことを理由とする第三条第一項の許可の取消又は営業停止の処分については、なお従前の例による。

理由

売春防止法第二章の規定の施行及び婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令の廃止に伴い、旅館業の許可の取消及び営業停止に関する規定を整理する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

旅館業法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年三月十九日

参議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 益谷秀次君

報告書は会議録に掲載

八田貞義君登壇

○八田貞義君 たいだいま議題となりました旅館業法の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

昨年第二十六回国会における本法の一部改正により、旅館業法に対する従来からの公衆衛生上の規制に加え、風俗的見地からの規制も行い得ることとなったのでありますが、営業許可の取り消しまたは営業停止に関する第八条中に規定されておりました婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令が、売春防止法附則第二項の規定によつて、本年四月から廃止されることとなりましたので、これに伴う必要な法的措置を規定いたそうとするのが、政府の本法案提出の理由であります。

本案は三月十九日日本委員会に付託せられ、同日堀本厚生大臣より提案理由の説明を聴取した後、昨二十六日審議に入り、本日の委員会において質疑を終了し、採決に入りましたところ、本案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決いたしました次第でございます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 採決いたしました。本案は委員長の報告の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長の報告の通り可決いたしました。

○議長(益谷秀次君) 本日はこれにて散会いたします。

午後一時三十分散会

出席國務大臣

郵政大臣 田中 角榮君

建設大臣 根本龍太郎君

國務大臣 那 祐一君

出席政府委員

厚生政務次官 米田 吉盛君

厚生省公衆衛生局長 尾村 偉久君

同環境衛生部長 尾村 偉久君

農林政務次官 瀬戸山三男君

○朗読を省略した報告

(条約送付及び通知)

一、昨二十六日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。
通商に関する日本国とインドとの間の協定の締結について承認を求めるの件

(同席通知)

一、昨二十六日本院は公正取引委員会委員長に長沼弘毅君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(理事補欠選任)

一、昨二十六日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

大蔵委員会

理事 井上 良二君(理事田万廣文君昨二十六日理事辞任につきその補欠)

農林水産委員会

理事 芳賀 貢君(理事芳賀貢君去る二十五日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任)

一、昨二十六日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

西村 力弥君 山崎 始男君

地方行政委員 芳賀 貢君

法務委員 三木 武夫君 大橋 忠一君

外務委員 大橋 忠一君 森島 守人君

三木 武夫君

大蔵委員

足立 篤郎君 川野 芳満君

中山 榮一君 石野 久男君

池田 清志君 久野 忠治君

松澤 雄蔵君

社会労働委員

赤松 勇君 多賀谷眞穂君

山口シヅエ君

農林水産委員

橋 兼次郎君 柳田 秀一君

商工委員

大倉 三郎君 永井勝次郎君

福田 昌子君

運輸委員

建設委員

池田 清志君

足立 篤郎君

予算委員

山口喜久一郎君

勝岡田清一君

成田 知巳君

議院運営委員

松澤 雄蔵君

中山 榮一君

(常任委員補欠選任)

一、昨二十六日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

山口シヅエ君 赤松 勇君

地方行政委員 永井勝次郎君

法務委員 大橋 忠一君 三木 武夫君

外務委員 三木 武夫君 成田 知巳君

大蔵委員

池田 清志君 久野 忠治君

松澤 雄蔵君 森 三樹二君

足立 篤郎君 川野 芳満君

中山 榮一君

社会労働委員

山崎 始男君 福田 昌子君

西村 力弥君

農林水産委員

島上善五郎君 芳賀 貢君

商工委員

山口喜久一郎君 柳田 秀一君

多賀谷眞穂君

運輸委員

建設委員

足立 篤郎君 勝岡田清一君

池田 清志君

予算委員

大倉 三郎君 小山 亮君
三鍋 義三君 榎 兼次郎君
森島 守人君 石野 久男君
議院運営委員

中山 策一君 松澤 雄藏君

(議案提出)

一、昨二十六日委員長から提出した議案は次の通りである。

議院法制局法等の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

裁判官弾劾法の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

衆議院法制局職員定員規程案(議院運営委員長提出)

一、昨二十六日内閣から提出した議案は次の通りである。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、輸出品検査所の支所の設置に關し承認を求めるの件

(議案付託)

一、昨二十六日委員会に付託された議案は次の通りである。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、輸出品検査所の支所の設置に關し承認を求めるの件(内閣提出、承認第三号)

農林水産委員会 付託

(議案送付)

一、昨二十六日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律案

一、昨二十六日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

昭和三十三年度一般会計予算補正(第3号)

昭和三十三年度特別会計予算補正(特第5号)

道路整備特別会計法案

糸備安定特別会計法の一部を改正する法律案

一、昨二十六日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

議院法制局法等の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

裁判官弾劾法の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

(条約通知)

一、昨二十六日参議院送付の次の条約を承認することを議決した旨参議院に通知した。

通商に關する日本国とインドとの間の協定の締結について承認を求めるの件

(調査要求承認)

一、予算委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨二十六日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

予算の実施状況に關する件

二、調査の目的

予算の施行の適正を期するため

三、調査の方法

關係方面より報告及び説明聴取並びに資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に關する調査を致したいから衆議院規則第九十四條により承認を求める。

昭和三十三年三月二十六日

予算委員長 江崎 眞澄

衆議院議長益谷秀次殿

昭和三十三年三月二十七日 衆議院會議録第二十一号

三七二

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円
(但し原實業社二十円)
(送料別表)
発行所 東京都新宿区市谷本町一五
大蔵省印刷局
電話九段(四三)一三三三 報課